

2013（平成 24）年度金沢大学人間社会学域法学類編入学試験（2012 年 9 月 6 日実施）

【小論文】 9時から11時まで

問 1

1 次の問に答えなさい。

（1）「刑集」とは何の略称ですか。正式名称を書きなさい。

（2）刑法 199 条の文章の以下の空白 a, b に「又は」か「若しくは」を入れ、さらに、その理由を 10 行以内で説明しなさい。

「人を殺した者は、死刑（ a ）無期（ b ）五年以上の懲役に処する。」

<出題の趣旨・講評>

法学概論の基礎的知識を問うた。（1）は正解者がいなかったため、「判例集」という文字がある場合に部分点を与えた。（2）の空白 a, b に「又は」か「若しくは」をいれる間にはほとんどの者が正しく答えていたが、理由を正しく書けている者は少数であった。

<解答例>

（1）「最高裁判所刑事判例集」又は「大審院刑事判例集」

（2）a 「又は」、b 「若しくは」

「法律の条文において、並べようとする言葉を分類できる場合、「又は」は一番上位の分類で使われ、それより下位の分類には「若しくは」が使われる。刑法 199 条においては、死刑と懲役という分類ができ、さらに後者の懲役の中で、無期懲役と 5 年位上の懲役という分類ができるので、解答のように、a は「又は」、b は「若しくは」となる。」

2 次の文章を読み、下記の(1)(2)に答えなさい。

〔渡辺洋三『法とは何か』(岩波新書, 1979年) 194頁本文1行目～196頁3行目を抜粋〕

(1) 著者は本文において「論理」または「論理的」という言葉を多用しているが、これらの言葉をいかなる意味でつかっているのか、また、つねに同じ意味でつかっているのかは必ずしも明確でない。本文の内容をふまえ、著者が「論理」「論理的」という言葉によって読者に伝えたい内容を推測し、10行以内で説明しなさい。

(2) 法学にとって、あなたが(1)で説明した意味での「論理」または「論理的」であることはなぜ重要であるのかについて、30行(解答用紙1枚分)以内で説明しなさい。

<出題の趣旨・講評>

(1) は文章の読解力を、(2) は、法の理念についての基礎的知識の理解度を確認するための問題である。とくに(1)は受験者にとって難しかったようであり、本文をそのまま断片的に書き写している答案や、本文の「くどくど話をするけれども、要するに何が問題なのか論理的に分からない」という表現がよく当てはまる答案が多く、残念であった。

(1) <解答例> 「筆者は1段落目において、「論理的」または「論理」という言葉を、解釈という操作が備えるべき性質の意味で用いており、さらにその性質は、解釈が「人間の主観によって勝手に左右され」ないようにする効果があると述べている。このことから、筆者はこの段落において、個別事例における「法」の内容を主張する際には、法源、判例等の根拠を明示しなければならないこと、それらの根拠と主張との間には、前者から後者が演繹されるなどの合理的な関係がなければならないこと、つまり、根拠が不明確であったり、根拠と主張との間に合理的な関係がなかったりする(つまり「勝手」な)解釈は許されないことを述べていると思われる。これに対して2段落目以下では、「できるだけ早く」「深夜」「どうも」「美しいあなたの娘」という言葉が論理的でない表現の例として挙げられていることから、筆者は、文章を書いたり発言したりするときには、意味の明確な言葉や文を用いなければならない、ということを実証していると思われる。」

(2) <採点指針のみ> 解釈や言葉が上記の意味で論理的であれば、法の内容についての「勝手な」主張は排除され、何が「法」であるかが明確になり、そのことによって類似の事例における裁判所の判断が安定する、つまり、「法的安定性」が確保されることと、その法的安定性は、「平等」(等しきものは等しく扱われるべき)と「自由」(あらかじめ義務づけられていたり、禁止されていたりする行為を予測できれば、人々はそれら以外の行為を躊躇なくすることができる)といった、法が実現すべき理念にとって重要であることを指摘することが望ましい。そのことと関連させて、法治国家原則や罪刑法定主義に言及したり、さらに、民主主義の観点から、国民の意思を法の内容に正確に反映させるために、制定される法律の文言はなるべく明確でなければならないことを指摘したりすることもできよう。

問 2

以下の文章を読み、筆者の主張をまとめるとともに、それに対する自らの見解を 30 行（解答用紙 1 枚分）以内で述べなさい。

〔濱野智史「(あすを探る メディア) AKB 的「劇場」を政治に」『朝日新聞』2012 年 5 月 31 日付朝刊より一部改変の上抜粋〕

<出題の趣旨・講評>

本問は、新聞に掲載された識者の、比較的平易な評論文を題材にして、日本政治や政治学に関する一般的な知識、読解力や理解力、論理的思考力といったものを問うものである。問では、筆者の主張をまとめるとともに、筆者の主張に対する自らの見解を述べることとなっており、それぞれが的確に行われているかを中心に採点を行った。

筆者の主張を簡単にまとめると、AKB 的スモールスタートの実践・応用によって、低迷する日本政治を再構築できる、というものである。この点については、多くの答案が的確にまとめており、おおよそ標準的水準を達成していた。したがって、筆者が何を言いたいかは、大多数の受験生は理解できたものと思われる。

筆者の主張に対する自らの見解を述べるという課題については、賛否どちらで解答してもよいが、まず、賛成なのかそれとも反対なのかを明確に述べる必要がある。この点については、明確に賛否を述べた答案も多かったが、そうでない答案もあり、自分は筆者の主張に賛成なのか、それとも反対なのか、あるいは条件付きで賛成なのか、いずれにしろ主張の明確性が求められるところである。

つぎに、自らの見解を具体的に展開していくことになるが、その具体性に欠ける答案も多く見られた。さらに、自分の見解を正当化するための根拠や、日本の政治に実際に応用する際の具体策を書くことが必要である。この点については、あまり十分ではない答案が目立った。根拠や具体策を述べるには、日本政治の現状や制度に対する基本的知識が必要となる。したがって、全般的にいえば、そうした知識が十分でないと思われる。法学類に編入するために必要な政治学の基礎知識の事前習得が必要であろう。

【面接】14時から16時10分まで

受験生自身が現在関心を有している法的・政治的な社会問題を挙げてもらい、それを前提に質疑応答をすることで、当該問題の正確な内容を理解しているか、自分の意見を主張できるか、相手の質問に的確に答えることができるか、といった点を確認するとともに、場合によっては志望理由書の内容についても質問を行った。

なお、昨年度まで実施していた英語の個別試験については、今年度から TOEIC（600 点以上）または TOEFL-iBT（61 点以上）のスコアの提出を出願要件とする方式に変更したため、実施しなかった。